

一般事業主行動計画

従業員の働き方を見直し、特に女性社員の新規就業及び継続就業者が増えるよう、復職後の支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 1月 1日～ 令和 8年12月31日までの 2年間

2. 内容

目標 1：従業員の子育てと仕事の両立を支援するため、本人の請求があれば、小学校就学前まで、所定外労働をさせません。

<対策>

- 令和7年1月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和7年1月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和7年2月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知

目標 2：従業員の子育てと仕事の両立を支援するため、本人の請求があれば、小学校就学前まで、短時間勤務を認めます。

<対策>

- 令和7年1月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和7年1月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和7年2月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知

目標 3：従業員の子育てと仕事の両立を支援するため、本人の請求があれば、小学校就学前まで、時差勤務を認めます。

<対策>

- 令和7年1月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和7年1月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和7年2月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知